

改正

平成13年7月6日条例第47号

平成24年12月26日条例第58号

令和元年9月13日条例第57号

令和2年9月15日条例第44号

旭川市公衆浴場法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 普通浴場 温湯又は温泉を使用し、男女各1浴室に同時に多数人を入浴させる施設（以下「入浴施設」という。）であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活においてその健康の保持及び保健衛生上必要不可欠のものとして使用されるものをいう。
- (2) 福利厚生浴場 国、地方公共団体、社会事業団体その他の団体又は会社等が、特定人の福祉又は福利厚生を目的として設置する入浴施設をいう。
- (3) その他の浴場 普通浴場及び福利厚生浴場以外の公衆浴場をいう。

(営業の許可の申請)

第2条 法第2条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、規則で定める書類又は図面を添付しなければならない。

(完成の届出)

第3条 法第2条第1項の許可を受けた者は、その施設が完成したときは、当該完成の日から5日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(設置の場所の配置の基準)

第3条の2 法第2条第3項の設置の場所の配置の基準は、新たに設置しようとする公衆浴場の設置の場所が、既設の普通浴場の浴場本屋と設置しようとする公衆浴場の浴場本屋との直線による最短距離が500メートル以上離れた場所であることとする。ただし、推定利用者の数、人口密度、

土地の状況等を考慮し、市長が住民の健康の保持及び保健衛生上特に必要があると認めたときは、この限りでない。

- 2 営業者が当該許可に係る公衆浴場の構造設備等を変更して福利厚生浴場又はその他の浴場を普通浴場にしようとするときは、当該変更後の公衆浴場の設置の場所の配置の基準については、前項の規定を適用する。
- 3 その他の浴場のうち家族風呂（主として同一の世帯に属する者又はこれに準ずる者が一時的に占有して使用することを目的とした温湯又は温泉を用いる形態のその他の浴場をいう。次条において同じ。）の設置の場所は、第1項本文に定める配置の基準によるほか、その設置により既設の普通浴場の存立に影響を与えないと市長が認める場所でなければならない。

（適用除外）

第3条の3 前条第1項の規定は、次の各号に掲げる公衆浴場の営業の許可に係る場合は、適用しない。

- （1）福利厚生浴場を設置しようとするとき。
- （2）その他の浴場（家族風呂を除き、かつ、当該その他の浴場の入浴料金が物価統制令（昭和21年勅令第118号）に基づく公衆浴場の入浴料金の統制額の5倍以上の額であるもの又は湯以外のものを使用して入浴させるものに限る。）を設置しようとするとき。
- （3）既設の普通浴場に家族風呂を併設しようとするとき。
- （4）温泉を加温しないで使用する公衆浴場（家族風呂を除く。）で市長が認めるものを設置しようとするとき。
- （5）普通浴場の営業者が、天災、事変、火災その他の事由により、同一の場所に普通浴場を新築し、増築し、又は改築して引き続きこれを経営しようとするとき。
- （6）普通浴場の営業者が生前においてその営業を相続人に譲渡し、当該相続人が引き続き同一の場所で当該普通浴場を経営しようとするとき。
- （7）法人である営業者が解散した後、その法人の解散の際代表者であった者が、引き続き同一の場所で当該公衆浴場を経営しようとするとき。

（相続、合併又は分割の場合の地位の承継の届出）

第4条 法第2条の2第2項の規定による届出をしようとする者は、規則で定める届出書を市長に提出しなければならない。

（申請書の記載事項の変更等の届出）

第5条 法第2条第1項の許可を受けた者又は法第2条の2第2項の規定による届出をした者は、第2条第1項の申請書若しくは前条の届出書に記載した事項の変更をしたとき、又は営業の全部若しくは一部の停止をし、若しくは廃止をしたときは、規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、規則で定める書類又は図面を添付しなければならない。

(営業者が講ずべき措置の基準)

第5条の2 法第3条第2項の規定による換気に必要な措置の基準は、浴室及びサウナ室に湯気抜き、換気扇その他の換気を適切に行う設備を設けることとする。

2 法第3条第2項の規定による採光及び照明に必要な措置の基準は、夜間において適当な照明を行い、かつ、停電その他照明事故のために、懐中電灯等の予備設備を備えることとする。

3 法第3条第2項の規定による保温に必要な措置の基準は、次のとおりとする。

(1) 脱衣室には、冬季間適当な防寒装置を備えること。

(2) 浴槽水は、随時温度計で検温し、常に適温に保つこと。ただし、温泉を加温することなく使用する浴場については、この限りでない。

(3) サウナ室及びサウナ設備を設ける場合にあつては、次に掲げる措置を講ずること。

ア サウナ室には温度調節装置及び非常警報装置を、サウナ設備には温度調節装置を備えること。

イ サウナ室には、ボイラーを設けないこと。

ウ サウナ室及びサウナ設備には、その利用基準温度を表示し、温度計を適当な位置に設置するとともに、必要に応じて湿度計を設置すること。

4 法第3条第2項の規定による清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、次のとおりとする。

(1) 公衆浴場の清潔保持のため、脱衣室、浴室、入浴者用の便所、サウナ室、サウナ設備及び露天風呂について、次の措置を講ずること。

ア 常に清潔を保つように毎日清掃し、定期的に消毒すること。

イ 次の(ア)から(オ)までに掲げる設備については、アの規定にかかわらず、当該設備の区分に応じ、当該(ア)から(オ)までに掲げる措置を講ずること。

(ア) 24時間以上取り替えないで循環させ、及びろ過している浴槽水（以下この項において「連日使用型循環浴槽水」という。）を用いる浴槽並びに気泡発生装置その他の大気中に

多数の液体の微粒子を発生させる設備（シャワーを除く。以下この項において「気泡発生装置等」という。）は、1週間に1回以上清掃し、及び消毒すること。

(イ) 浴槽水のろ過装置、循環配管及び水位計配管は、1週間に1回以上洗浄し、及び消毒すること。

(ウ) シャワーは、1週間に1回以上その内部の水が置き換わるように通水するとともに、そのシャワーヘッド及びホースの内部を1年に1回以上洗浄し、及び消毒すること。

(エ) 集毛器は、毎日清掃し、及び消毒すること。

(オ) 貯湯槽及び調節箱は、1年に1回以上清掃し、及び消毒すること。

ウ ねずみ、昆虫等の発生及び侵入を防止し、並びにその駆除を行うこと。

エ 月1回以上は建具及び窓全部を開放し、十分乾燥させること。

(2) 浴室又は脱衣室の利用しやすい場所に、飲用に適する証明を経た飲用水を供給する設備を設けること。

(3) 脱衣室で使用する衛生的な乳児用寝台を備えること。ただし、乳児が通常利用しない施設にあつては、この限りでない。

(4) 入浴者用の便所は、男女各脱衣室にそれぞれ併設し、はえ及び臭気を防ぐ装置を備えるとともに、手洗い設備を使いやすい位置に設けること。

(5) 脱衣容器、乳児用寝台等は、衛生保持に適する構造とすること。

(6) 脱衣室の床面は、清掃に適する構造とすること。

(7) 浴室には、衛生上及び危害予防上適当な洗い場及び浴槽を設け、清潔で衛生的な湯及び冷水を備え付けて、常に入浴者の使用に応ずることができるようにすること。

(8) 洗い場には、適当な数の洗いおけ及び腰掛けを備え、毎日洗浄し、定期的に消毒すること。

(9) 浴室で使用する水について、規則で定める水質基準に適合するよう管理すること。

(10) 浴槽水は、常に豊富に補給し、かつ、毎日取り替えること。

(11) 連日使用型循環浴槽水は、前号の規定にかかわらず、1週間に1回以上取り替えること。

(12) 気泡発生装置等には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。

(13) 気泡発生装置等の空気の取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないようにすること。

(14) 公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号）第1条第3号の薬湯を使用する場合は、同条の申請書に付記した配合分量を常に維持すること。

(15) 浴槽からあふれ出た水を回収し、貯水する設備内の水を浴槽水として再利用する場合は、塩素系薬剤等を使用して当該設備内の水を消毒すること。

- (16) 打たせ湯及びシャワーには、循環させている浴槽水を使用しないこと。
- (17) 上がり湯は、常に清潔に保ち、欠乏しないようにすること。
- (18) 浴室においては、入浴者に排便その他不潔な行為をさせないこと。
- (19) 洗い場及び浴槽は、洗浄に適する構造とし、洗い場の床面積が浴槽の大きさに応じた広さを有し、かつ、排水に便利な構造とすること。
- (20) 浴室及びサウナ室は、汚水が公衆衛生上支障がないように排出されて処理される構造とすること。
- (21) 屋内の浴槽は、配管を通じて露天風呂の浴槽水が混入しない構造とすること。
- (22) 蒸気パイプ等は、直接入浴者に接触しないようにすること。
- (23) 入浴者にタオル、くし又はヘアブラシを貸与する場合は新しいもの又は消毒したものとし、かみそりを貸与する場合は新しいもののみとすること。
- (24) 保護を要する老幼病者で適当な保護者のないものは、入浴させないこと。
- (25) 入浴者用の出入口、脱衣室、洗い場、浴槽及び便所を、男子用と女子用とに区別して設けること。ただし、福利厚生浴場又はその他の浴場であつて市長が出入口等を男子用と女子用とに区別して設ける必要がないと認めたものにあつては、この限りでない。
- (26) 脱衣室、洗い場及び浴槽は、外部から見通すことができず、かつ、男子専用のもので女子専用のもとの相互間にも見通すことができないようにし、浴槽は、男子浴槽内の湯と女子浴槽内の湯が直接通じないようにすること。
- (27) 10歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、風紀上支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。

(個室を設けるその他の浴場の基準)

第5条の3 個室を設けるその他の浴場（その他の浴場の一部に個室を設けるものの当該個室を設ける部分を含む。）にあつては、前条（第3項第3号イ並びに第4項第4号、第7号、第10号及び第26号を除く。）の規定によるほか、次の各号によらなければならない。

- (1) 個室には、浴槽又はサウナ設備等のほか、脱衣場及び洗い場を設けること。ただし、浴槽を設けない個室にあつては、シャワー等を設けること。
- (2) 個室には、その内部を見通すことができる窓を設けるほか、外部から見通すことができないようにし、出入口に鍵を設けないこと。
- (3) 入浴者用の便所を設け、はえ及び臭気を防ぐ装置を備えるとともに、手洗い設備を使いやすい位置に設けること。

- (4) 個室の照明の点滅装置は、当該個室の外に設けること。
- (5) 個室には、ボイラーを設けないこと。
- (6) 浴槽水は、入浴者ごとに取り替えること。
- (7) 個室には、畳、じゅうたん等を敷き、又はエアマット、スポンジマット、座布団等を置かないこと。
- (8) 入浴者の使用に供する衣類は、入浴者ごとに消毒すること。
- (9) 入浴者に接する従業員には、清潔で、かつ、風紀を乱すおそれのない衣服を着用させること。
- (10) 個室には、風紀を乱すおそれのある文書、図画その他の物を展示しないこと。

(個室を設けないその他の浴場の基準)

第5条の4 第5条の2第4項第4号及び第26号並びに前条(第2号から第4号まで及び第6号を除く。)の規定は、個室を設けないその他の浴場について準用する。この場合において、前条第1号中「個室」とあるのは「浴室」と、「脱衣場及び洗い場」とあるのは「洗い場」と、同条第5号、第7号及び第10号中「個室」とあるのは「浴室」と読み替えるものとする。

(構造設備の変更の制限)

第5条の5 前3条に規定するもののほか、法第2条第1項の許可を受けた構造設備を変更して、公衆衛生上支障を来すおそれがある構造設備としてはならない。

(患者の入浴の許可の申請)

第6条 法第4条ただし書の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 公衆浴場の名称及び所在地
- (3) 営業許可年月日及び許可番号
- (4) 療養効果

2 前項の申請書には、規則で定める書類又は図面を添付しなければならない。

(手数料)

第7条 法第2条第1項の許可を受けようとする者は、申請の際、手数料を納入しなければならない。

2 前項の手数料の額は、23,100円とする。

3 既納の手数料は、還付しない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際北海道知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に北海道知事に対してなされた申請その他の行為は、この条例の規定に基づき市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則 (平成13年7月6日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年12月26日条例第58号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年9月13日条例第57号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の旭川市公衆浴場法施行条例の規定は、令和2年4月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年9月15日条例第44号)

この条例は、令和3年1月1日から施行する。